

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年11月10日 13時54分ごろ
発生場所	愛媛県今治市 <small>いかりがけ</small> 錨掛ノ鼻南南東方沖 来島梶取鼻灯台から真方位153° 3.1海里付近 (概位 北緯34° 04.3′ 東経132° 55.2′)
事故の概要	貨物船 <small>たかしま</small> 高嶋は、主機を後進運転として右回頭中、係留中の貨物船 <small>アリエス カリン</small> ARIES KARINに衝突した。
事故調査の経過	令和2年12月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ARIES KARIN（未登録）、不詳 未登録 B 貨物船 高嶋、199トン 133548、有限会社橋村海運
乗組員等に関する情報	A なし B 船長B、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部バルバスバウに凹損及び擦過傷 B 左舷船尾部外板に凹損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A 船は、造船所の5号岸壁に出船右舷着けで係留し、作業員のみが乗船して艀装作業に当たっていたところ、A船の左舷船首部にB船の左舷船尾部が衝突した。 B 船は、船長Bほか3人が乗り組み、船長Bが、操船に当たり、航海士及び機関士を船倉内で鋼材のラッシング作業に当たらせ、造船所の堀割岸壁を離岸した後、主機を後進運転とし、約5ノットの対地速力で、手動操舵により右回頭中、A船に接近していることに気付き、主機を前進運転としたもののA船に衝突した。 船長Bは、ドックの担当者に本事故発生連絡を行った後、運輸局に同旨の報告を行った。 船長Bは、離岸前にラッシング作業を終わらせ、離岸作業中は船首尾部に船員を配置して見張りに当たらせていれば、早めにA船に接近していることに気付き、A船との衝突を回避できたと本事故後に思った。 船長Bは、ドック内の狭い場所で無理な回頭作業を行わず、広い場所に出て回頭作業を行っていたら良かったと本事故後に思った。

<p>分析</p>	<p>A船は、岸壁に係留中、B船の左舷船尾部と衝突したものと推定される。</p> <p>B船は、船首尾部に船員を配置せずにドック内の狭い場所において、船長Bが、主機を後進運転として右回頭中、A船に向かって後進を続けたことから、A船に接近していることに気付いて主機を前進運転としたものの、A船の左舷船首部に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が岸壁に係留中、B船が船首尾部に船員を配置せずにドック内の狭い場所において、船長Bが、主機を後進運転として右回頭中、A船に向かって後進を続けたため、A船に接近していることに気付いて主機を前進運転としたものの、B船の左舷船尾部がA船の左舷船首部に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、離岸前にラッシング作業を終わらせ、離岸作業中は船首尾部に船員を配置して見張りに当たらせること。 ・ 船長は、ドック内の狭い場所で無理な回頭作業を行わず、広い場所に出て回頭作業を行うこと。